

# 規制改革会議

## 第19回投資促進等WG提出資料

(自動化ゲート利用者に対する免税販売制度の周知強化)

平成28年2月16日

国税庁・法務省・観光庁

# 輸出物品販売場制度の概要等

## 輸出物品販売場制度の概要

外国人旅行者向け消費税免税制度(輸出物品販売場制度)とは、輸出物品販売場(いわゆる免税店)を経営する事業者が、外国人旅行者などの非居住者に対して、免税販売の対象となる物品を一定の方法で販売する場合に、消費税が免除される制度(消費税法第8条第1項)。

## 免税店における非居住者の確認

免税店において免税で購入できる者は、外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する「非居住者」<sup>(注)</sup>に限られており、免税店では、購入者から提示されたパスポートに押印された出入国の証印等により、購入者が非居住者であることを確認する必要がある。

(注)\* 「非居住者」とは、外国人旅行者など日本国内に住所又は居所を有しない者をいう。

\* 外国人で、日本国内にある事務所に勤務する者や日本に入国後6か月以上経過した者は、一般的には、居住者となる。

\* 日本人で、外国にある事務所(日本法人の海外支店等)に勤務する目的で出国し外国に滞在する者などが、休暇等のため一時帰国した場合で、その滞在期間が6か月未満の場合は、一般的には、非居住者となる。

# 自動化ゲート利用者への周知状況

- 自動化ゲートは、パスポートと指紋の照合により本人確認を行い、自動的に出入国手続きを行うことができるシステム。
- 自動化ゲートの利用者は、パスポートに出入国の証印が押されないため、これにより、免税店において非居住者であることが確認できない場合は、購入者は免税で購入することができない。
- このため、国税庁ホームページに「輸出物品販売場制度に関するQ&A(平成26年8月)」を掲載し、自動化ゲートを利用する場合であっても、証印が必要な旨を自動化ゲート通過時に申し出ることにより、証印を受けることができる旨の注意喚起を行っている。
- なお、法務省入国管理局においては、従来から、自動化ゲート利用者で証印が必要な方に対して、自動化ゲートの通過時に職員に申し出るよう法務省ホームページにおいて周知している。

# 規制改革ホットラインに寄せられた提案の内容

## 自動化ゲート利用者への免税販売制度の周知強化

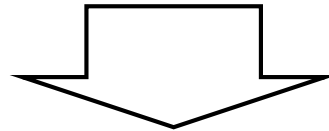
入国時に自動化ゲートを利用する外国人旅行者に対して、免税販売を利用する場合はパスポートに認印が必須であることを周知徹底する。

日本在留資格を有する外国人(再入国許可を有する者に限る)については、所定の登録手続き(指紋情報の提供等)をすることで、入国審査官から認印を受けることなく、自動化ゲートを通過して出入国ができる。

免税手続きにおける非居住者の確認はパスポートの認印の有無で判断することと規定されている。自動化ゲート利用者は通常の手続きではパスポートに認印をもらうことはなく、別途認印を自ら申し出なければならない。この周知が十分でないために、免税購入できずにクレームやトラブルに繋がるケースがある。

# 御提案事項に対する措置の概要（対応策）

提案：自動化ゲート利用者への免税販売制度の周知強化



- ① 免税で購入するためには、免税店において、購入者のパスポートに押印された出入国の証印等により、購入者が非居住者であることの確認を受ける必要があること
  - ② 自動化ゲートの利用者は、通常、証印が押されないが、自動化ゲート通過時に申し出ることにより証印を受けることができること
- について、以下のサイト等に掲載し、自動化ゲートの利用者に対する一層の周知徹底を図る。
- 法務省ホームページの自動化ゲート利用者案内ページ
  - 日本政府観光局（JNTO）の外国人旅行者向け免税情報サイト